

# 公有地上における宗教・民間信仰関連施設の分布に関する全国調査

## —行政の現場における「宗教」概念と政教問題認識—

國學院大學 塚田穂高

2010年1月、最高裁は、北海道砂川市が市内の空知太神社に市有地を無償で提供しているのは憲法の定める政教分離に違反すると市民が訴えたケースについて違憲判断をくだした。この問題は、単に判例としてのみ焦点化するのなら憲法学の領域で論じられるべきだが、地域社会のなかの神社とそれを支える旧来の氏子層、それを取り巻く地域住民、行政側などの相互の関係性や、戦後の社会変動によるその関係性の変化を考慮に入れれば、宗教社会学的にもきわめて重要なトピックだと言える。また、当該裁判のなかでは、「類似」のケースが「全国に1,000件以上」「数千単位にとどまらない」などとされたものの、実態は不明である。はたして、砂川市のケースは特殊なのか、それともありふれたタイプなのか。こうした問いに対しても、これまで宗教社会学の領域から応じるような調査研究は提出されていない。

こうした問題意識に基き、まずは全国自治体の公有地上における宗教・民間信仰関連施設の分布の実態を捉える必要があると考え、質問紙調査を実施した。対象は、国と47都道府県庁、1,719市町村役所・役場の計1,767の「公有地管理担当部署」である。設問は、公有地上の宗教関連施設に関わるもの（有無、施設別件数、来歴、土地提供が有償か無償かなど）と、北海道砂川市有地上神社問題に関連するもの（この件を知っていたか、これを受けて確認作業や対応をしたかなど）からなる。2013年1月に発送し、2月に締切を設定した。

結果として、802件（45.4%）の回答があった。内容の一部を以下に挙げる。公有地上宗教関連施設の有無は、はい49.5%、いいえ27.6%、把握していない18.5%。そのうち、神社建物420、神社敷地262、祠426、墓地3,583、慰霊・忠魂・顕彰碑622、地蔵像743、鳥居346などの件数が目立つ。最高裁判断については、知っていた57.5%、知らない34.9%。確認作業の有無は、以前から把握21.7%、前後して把握26.9%、依然把握せず31.8%。対応の有無は、今後取る・交渉中9.4%、特にせず63.6%といった回答だった。

調査により、主に二つの知見が得られた。一つは所期の目的通り、公有地上宗教関連施設の分布とそのタイプの具体相がつかめたことである。むろん約半分の回収率ではあったが、それでも従来の曖昧な現状把握よりは確実に歩を進められたと言えよう。

他方で重要なのは、この調査を通じて行政の現場における「宗教」概念や政教問題認識（の振幅）を看取できる、ということである。質問紙の返送期間中、「(共同)墓地」「篤志家の顕彰碑」「文化財的な石像」などは「宗教」に含まれるのかといった問い合わせが複数あった。いわば本調査によって、行政の現場において「宗教」とみなされたものが回答されたという面がある。そこには、完全には重ならないまでも「一般人の評価」「社会通念」とも連続性があると言えよう。そして、こうした「宗教」認識と、他の「宗教」認識とそれに基く憲法理解との齟齬、当該ケースの特質などが相まって、それがときに「政教問題」として生起するのである。そういった意味で、本調査ならびに政教問題とは、日本社会における「宗教」の位置・認識がよく反映されているという点で戦略的なフィールドなのであり、さらなる比較検討や分析が必要だと言えよう。